

市では、良好な景観の形成を図ることを目的として、
「志摩市景観計画」を策定し、運用しています。



このたび、志摩市景観計画を一部改訂しました！

何が変わったの？！



主な改訂内容 届出対象行為に「常設テント」を追加

※令和7年4月1日以降に設置する「常設テント」について適用されます

対象行為と規模について

- ①一般地区の場合→ 一体とみなされる敷地面積が500㎡を超えるもの
- ②眺望保全地区内の場合→ 1張以上の常設テントを設置するもの



①のイメージ図

一体とみなされる敷地
が500㎡を超える



②のイメージ図

1張以上設置する場合は届出が必要です。

※景観形成基準等について詳細は、市ホームページをご確認ください

志摩市景観計画



**届出対象外であっても、みんなが地域の景観に配慮していくことで、
より魅力的な志摩市の景観の実現につながります！**



志摩市景観計画に関するお問い合わせ： 都市計画課
0599-44-0305